

聴覚保護具は正しく着用されていますか？

騒音障害防止管理者研修

管理者
労働者
の教育が
必要です

令和5年4月に改訂された騒音障害防止のためのガイドラインでは、騒音を発する作業場(※1)で労働者に作業を行わせる事業場について、騒音障害防止対策の管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施することとされています。

また、改訂ガイドラインで新たに示された、「作業者に器具を装着して行う個人ばく露測定」や、「屋外の建設工場現場などで活用できる騒音レベルの推計方法」、必要かつ十分な遮音性をもつ「耳栓の選択」、「健康診断における検査方法の変更」などの技術情報を踏まえた対策が求められます。

※1 対象とする騒音作業は、ガイドラインの別表に掲げる作業場における業務ですが、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合、同様の対策を講ずることが望ましいとされています。

この機会に是非受講をご検討ください。

講習終了時「騒音障害防止管理者研修」修了証を交付します。

耳栓3種類を配布します



ガイドラインの改正ポイント

- ☑騒音障害防止対策の管理者の選任
- ☑聴覚保護具の選定基準の明示
- ☑騒音レベルの新しい測定方法
- ☑騒音健康診断の検査項目の見直し

受講対象

- 事業場で騒音障害防止対策を推進する管理者
- 衛生管理者、安全衛生推進者、職長など
- 騒音作業に従事する労働者

■当該研修は労働衛生従事者教育も兼ねた研修です!!

事業者は、騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、学科②③について労働衛生教育を行うことが求められています。

ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、当該教育を省略することができます。



希望者には聴覚保護具により十分な遮音性能が得られているかどうかのフィットテストを体験できます。

学 科

- ①適正な作業環境の確保と維持管理(80分)
- ②聴覚保護具の使用及び作業方法の改善(40分)
- ③騒音の人体に及ぼす影響(30分)
- ④関係法令等(30分)

受 講 料

会員：7,700円 一般：11,000円
※上記には、テキスト代、消費税が含まれています。

講習日時 ★開催場所：当協会(下記住所)

厚労省HP ガイドライン詳細はこちら▶



2026年10月28日(水) 9:20~12:35 ▶申込受付中

お申込み
お問い合わせ

当協会のホームページからお申込みできます。(受講料割引あり)
メールやFAXでも受付てます。

<https://roaneikyo.or.jp>

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル 3F

TEL. 045-662-5965

